

# 第4次芦屋町行政改革大綱

～行政と住民で築く 元気なあしや～



平成27年3月

【実施年度 平成27年度～31年度】

芦屋町

## 目 次

1. これまでの行財政改革の取り組み.....	1
2. 大綱策定の趣旨.....	1
3. 行財政改革の基本姿勢.....	2
(1) 健全で効率的な行財政運営の推進.....	2
(2) 職員の意識向上.....	2
(3) 住民の参画と協働、情報の共有.....	2
(4) 中長期的な視野に立った行政運営の推進.....	2
4. 推進期間.....	3
5. 推進体制.....	3
6. 集中改革プランと数値目標.....	3
7. 行財政改革の重点推進項目.....	3
(1) 行政の担うべき役割の重点化.....	3
(2) 効率的な行政運営の推進.....	3
(3) 定員管理及び給与の適正化.....	4
(4) 人材育成の推進.....	4
(5) 住民との協働の推進.....	4
(6) 公正の確保と透明性の向上.....	4
(7) ICT（情報通信技術）の積極的な活用.....	5
(8) 公共施設のマネジメント.....	5
(9) 自主性・自律性の高い行財政運営の確保.....	5
(10) 議会.....	6
8. 体系図.....	7

## 1. これまでの行財政改革の取り組み

芦屋町は、これまで昭和 52 年の行財政の見直しをはじめとし、4 度にわたる行政改革大綱を策定し、組織や職員数の見直しを行うなど、一定の成果をあげてきました。その主な取り組み内容は次のとおりです。

- 昭和 52 年～ 行財政の見直し
  - ・ 第 1 次事務事業の総点検
- 昭和 58 年～ 行財政計画の見直し
  - ・ 第 2 次事務事業の見直し
- 昭和 60 年～ (第 1 次行政改革) 芦屋町行政改革大綱を策定
  - ・ 各種補助金の 1 割カット、町議会議員定数削減、部制の廃止などを実施
- 平成 8 年～ (第 2 次行政改革) 芦屋町行政改革大綱を策定
  - ・ 各種補助金の 1 割カット、各種委員会の見直し、町議会議員定数削減、組織機構の統廃合、職員数の削減などを実施
- 平成 16 年～ 各種施策の見直し
  - ・ 各種補助金の 1 割カットなどを実施
- 平成 17 年～ (第 3 次行政改革) 芦屋町行政改革大綱を策定
  - ・ 行政評価制度の導入、個人及び団体に対する補助金の見直し、指定管理者制度導入、給食調理業務の民間委託、収入役の廃止をはじめとする組織機構の見直し、住民参画まちづくり条例の制定、定員管理の適正化、職員給与の制度を見直し、及び給与カット、予算配当制などを実施
- 平成 22 年～ (第 3 次行政改革第 2 ステージ) 芦屋町行政改革大綱を策定
  - ・ 財団法人芦屋町開発公社の解散、高浜・浜口町営住宅跡地の活用、基幹系業務システムの自治体クラウドの共同運用、目標管理業務マネジメント・人事評価システムの構築、退職手当の給付水準の見直しなどを実施

## 2. 大綱策定の趣旨

行財政改革については、平成 17 年度から「第 3 次芦屋町行政改革大綱」を定め、その具体的な取り組みとして、「芦屋町集中改革プラン」を推進。さらに、平成 22 年度からは「第 3 次芦屋町行政改革大綱第 2 ステージ」の取り組みをすすめ、健全で持続可能な行政運営の確立を目指してきました。

この結果、第 3 次行政改革（平成 17 年度～平成 21 年度）の 5 年間では 1,491,709 千円、第 3 次行政改革第 2 ステージ（平成 22 年度～平成 26 年

度)では平成22年度261,715千円、平成23年度31,858千円、平成24年度46,483千円、平成25年度113,055千円と4ヵ年で453,111千円という効果額をあげることができました。また、平成25年度決算後の一般会計基金総額は44億円を超えることができました(平成22年度決算後同基金総額37億円)。

第4次行政改革では、第3次行政改革で重点的に進めてきた経費削減に注力することは継続しつつ、大胆かつメリハリある政策、施策を展開して、「元気なあしや」を創造するための行政改革をすすめるものとします。このため、芦屋町にとって、今後5ヵ年にわたり、何が必要で、どのように行動すべきかを明確にして、全庁的に取り組むものとします。具体的な取り組み内容は、別途「芦屋町集中改革プラン」として取りまとめます。

加えて、持続可能な財政運営の方向性を明らかにするため、引き続き財政シミュレーションを作成し、行政改革とともに計画的な財政運営の取り組みをすすめていきます。

### 3. 行財政改革の基本姿勢

行財政改革を推進する基本姿勢を次のように定め、改革に取り組みます。

#### (1) 健全で効率的な行財政運営の推進

健全な行財政運営を推進するため、最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、歳出の抑制だけでなく、積極的な自主財源の確保に努めるなど、引き続き安定的な行財政運営に取り組みます。

#### (2) 職員の意識向上

行政運営を取り巻く環境が複雑、多様化する中で、職員ひとり一人が自らの役割と使命を認識し、課題解決に取り組むよう、職員の意識向上に努めていきます。

#### (3) 住民の参画と協働、情報の共有

「住民参画」と「協働のまちづくり」をすすめるとともに、行政情報を積極的に公開し、住民との情報の共有に努めます。

#### (4) 中長期的な視野に立った行政運営の推進

人口減少や少子高齢化など急激な社会構造の変化により、地方自治体を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。

このため、「選択と集中」を行いながら、中長期的な視野に立った行政運営をすすめていくとともに、第5次総合振興計画における町の将来像である「魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや」の実現に向けて、既存の枠組みや従来の発想にとらわれず、魅力あるサービスを創造していきます。

#### 4. 推進期間

行政改革大綱の推進期間は、平成27年度から31年度の5ヵ年とします。

#### 5. 推進体制

町長を本部長とする「芦屋町行政改革推進本部」を中心とし、全職員で改革に取り組みます。

行財政改革は、行政組織内部はもとより、住民参画まちづくり条例の基本理念に基づき、住民と行政の協働により推進していくことが重要です。そのため、住民の皆さんで組織された「行政改革推進委員会」からの意見や提言などを尊重するとともに、広報あしや及び町ホームページにより、進捗状況などの各種情報を積極的に公開し、住民との情報の共有に努め、改革をすすめていきます。

#### 6. 集中改革プランと数値目標

行財政改革を着実に推進するためには、定量的な目標設定を行うことが重要です。そのため、各年度における取組内容を具体的に示した「集中改革プラン」を作成し、数値目標の設定を行います。

また、「集中改革プラン」は、毎年度、進捗状況等を検証して、見直しを行い、推進期間の最終年度には、行財政改革全般にわたり総括をして、住民に公表します。

#### 7. 行財政改革の重点推進項目

##### (1) 行政の担うべき役割の重点化

行政運営の効率化と行政サービスの向上をはかるため、引き続き事務事業全般にわたり見直しを行います。また、すべての公の施設についても、管理のあり方について検証を行い、指定管理者制度等の活用をはかります（民間委託等の推進）。

また、計画性・透明性の高い企業経営を推進するため、経営の分析を行い、独立採算を基本に、さらなる経営健全化をはかります（地方公営企業の経営健全化）。

##### (2) 効率的な行政運営の推進

人口減少や高齢化などの社会情勢の変化に的確に対応し、新たな行政課題や住民の多様なニーズに即応した施策を総合的、機能的に展開できるよう、継続的な見直しを行うとともに、その都度柔軟に対応できるよう組織・機構、事務事業の見直しを行います。

広域行政の推進として、近隣の自治体と連携することにより、経費を抑えながら、効率的な住民サービスの提供を検討します（効率

的な行政運営の推進)。

### (3) 定員管理及び給与の適正化

業務量に応じた適正な職員配置を行うとともに、引き続き適切な定員管理に努めます(定員管理の適正化)。

また、業務の性格や内容を踏まえつつ、住民の理解が得られるよう、給与制度・運用・水準の適正化に努め、給与などの状況を公表します(給与の適正化)。

### (4) 人材育成の推進

自治体を取り巻く環境が変化していく中、個性的で活力あるまちづくりを行うためには、その直接の担い手である職員が専門性を高め、持てる能力を最大限に発揮しなければなりません。

しかしながら、本町ではいわゆる団塊の世代の大量退職などの影響もあり、急速な職員の若返りがすすみ、職員の育成が課題となっています。

このため、人材育成基本方針に基づき、職員の意欲、能力の向上に努めるとともに、組織の活性化をはかり、住民サービスの向上を目指した人材育成を推進します。また、能力・実績を重視し、公正かつ客観的な人事評価制度を実施していきます(人材育成の推進)。

### (5) 住民との協働の推進

地域の課題やニーズに対応し、住民をはじめ自治区などが積極的に行政に関わることができるよう、行政情報の積極的な提供や住民参画をすすめるとともに、職員も各種イベントや自治区活動などの地域活動に積極的に参加し、自主的な地域づくりの取り組みについて支援します。

さらに、住民参画まちづくり条例に基づき、住民と行政による「協働のまちづくり」をすすめます(住民と行政の協働によるまちづくりの推進)。

### (6) 公正の確保と透明性の向上

情報公開制度の的確な運用に努め、行政情報については、プライバシー保護などに配慮をしながら、公開していくとともに、パブリックコメント制度やワークショップなどを活用することにより、住民の意向を反映し、公正の確保と透明性の向上に努め、住民への説明責任を果たします。

また、様々な機会を捉えて、効果的な情報発信に努めます(行政情報の公開と透明性の向上)。

(※パブリックコメント制度：行政などの意思決定、政策立案過程で広く住民などに素案を公表して意見を募ること)

(※ワークショップ：参加者全てが平等な立場で自由に発言しながら、共同作業をつうじて合意形成を得る会議)

#### (7) ICT（情報通信技術）の積極的な活用

住民サービスの多様化に対応し、利便性をはかるため、地方自治体もICTを活用していくことが求められます。学校教育や防災など多様な分野において、ICTを活用した行政サービスを推進します。

また、国のマイナンバー制度導入に向けて、個人情報保護や情報セキュリティの強化を行うとともに、行政手続きに関する情報システムの改修、改善を実施し、さらなる住民サービスの向上、業務の効率化を検討していきます。

引き続き、業務の共同・広域処理について、情報システムの品質向上及び、コスト削減をはかるため、その体制づくりを推進します（ICT（情報通信技術）の積極的な活用）。

#### (8) 公共施設のマネジメント

公共施設については、昭和40年代から50年代にかけて建築、設置されたものの多くが、老朽化し、更新時期を迎えるものが少なくありません。効果的かつ効率的な管理の方法や体制を全庁的に検討し、公共施設等の総合管理計画、長寿命化計画の策定を推進します。

また、各公共施設の役割、維持管理費、利用状況などを精査し、施設の複合化や多機能化を検討します（公共施設のマネジメント）。

#### (9) 自主性・自律性の高い行財政運営の確保

第5次総合振興計画における町の将来像である「魅力を活かしみんなでつくる 元気なあしや」の実現のため、政策や施策、それを構成する事務事業について、Plan（計画）－Do（実施）－Check（評価）－Action（改善）の行政マネジメントサイクルにより、効果的かつ効率的な行政運営をすすめます（目標管理型行政運営の推進）。

住民アンケートを定期的実施するなど、施策に対する満足度・納得度の費用対効果を把握し、反映・活用します（住民ニーズの把握による施策反映）。

財政シミュレーションを作成するなど、計画的な財政運営を行うとともに、事務事業や経費全般について見直しを行い、経費の節減をはかります（経費の節減合理化等財政の健全化）。

さまざまな団体などに対する補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方などについて、補助金等交付規則、補助金等交付基準に基づき、検証、見直しを行います（補助金等の見直し）。

地域の実情なども勘案しつつ、公共工事の入札・契約方法を見直すとともに、住民の信頼を確保するため、情報の公開をすすめます（公共工事の入札・契約方法の見直し）。

受益者負担の適正化や徴収率の向上による税収増に取り組むとともに、町有地の売却などの有効活用による、積極的な自主財源の確保をはかります（自主財源確保の推進）。

#### （１０）議会

行財政改革は、執行機関が議会と連携しつつ全庁が一体となって取り組み、住民をはじめ、関係方面の理解と協力により推進できるものです。

議会は、行財政改革の進捗状況や結果の報告を求めるなど、執行機関に対する監視機能を高めるとともに、住民の多様な意見を把握し、集約・反映させるための取り組みをすすめていただくようお願いすることとします（行財政改革の取組状況の報告）。

## 8. 体系図

### 重点推進項目

(1) 行政の担うべき役割の重点化	(1) 民間委託等の推進
	(2) 地方公営企業の経営健全化
(2) 効率的な行政運営の推進	(1) 効率的な行政運営の推進
(3) 定員管理及び給与の適正化	(1) 定員管理の適正化
	(2) 給与の適正化
(4) 人材育成の推進	(1) 人材育成の推進
(5) 住民との協働の推進	(1) 住民と行政の協働によるまちづくりの推進
(6) 公正の確保と透明性の向上	(1) 行政情報の公開と透明性の向上
(7) ICT（情報通信技術）の積極的な活用	(1) ICT（情報通信技術）の積極的な活用
(8) 公共施設のマネジメント	(1) 公共施設のマネジメント
(9) 自主性・自律性の高い行財政運営の確保	(1) 目標管理型行政運営の推進
	(2) 住民ニーズの把握による施策反映
	(3) 経費の節減合理化等財政の健全化
	(4) 補助金等の見直し
	(5) 公共工事の入札・契約方法の見直し
	(6) 自主財源確保の推進
(10) 議会	(1) 行財政改革の取組状況の報告